

オバマ政権の不拡散政策と PSI
- 2010QDR に見るその位置づけについて -

拓殖大学 海外事情研究所
佐藤 丙午

◎PSI のこれまで

| | |
|-----------------|---|
| 2002 年 12 月 | 大量破壊兵器と戦う国家戦略（拡散後の対応の重要性） |
| 2002 年 12 月 | イエメン向け SoSan 号事件（米国の情報、スペイン海軍） →15 基のスカッド等（没収出来ず、再輸出しない約束のみ） |
| 2003 年 5 月 31 日 | PSI の構想発表（公海・地上・空などでの対応） |
| 2003 年 8 月 | Statement of Interdiction Principles（拡散阻止原則・11 か国） 20 か国代表から構成される作戦専門家グループ（OEG）が運営 拡散阻止原則の内容（用語が非常に弱い） <u>もし可能であれば、原則を公式に関与し公開に指示する</u> <u>現在の国内法制等を見直し、適切に強化する意思があることを示唆する</u> <u>PSI に貢献する可能性がある各国の国内資源を特定する</u> |
| 2005 年 5 月 | ライス国務長官演説（11 のケースで拡散阻止成功） |
| 2008 年 5 月 28 日 | ブッシュ大統領の 5 周年演説 |
| 2009 年 4 月 | オバマ大統領は、PSI を“durable international institution,”にすべきとした |

(PSI の基本)

「拡散者が WMD とミサイル関連技術等を貿易するのが困難になるように、拡散
対抗のパートナーの網を作り出すこと」
組織ではなく活動であり、各国の国内措置（法、政治、経済、軍事）を活用する
broken tail-light scenario（可能な措置を並べる。国内措置・公海上の措置）

◎不拡散政策における PSI の位置付け

・ PSI の法的正当性について（組織論の面から）

事務局やプログラムごとの資金が確保されているわけではない（CoCom に類似）
賛成→柔軟性と効率性が維持される
反対→各国の真剣度に疑問・活動内容の法的正当性

Operational Experts Group (OEG) の役割（20 か国から構成）

各国の法執行関係者、インテリジェンス、法律及び外交専門家
Argentina, Australia, Canada, Denmark, France, Germany, Greece,
Italy, Japan, Netherlands, New Zealand, Norway, Poland, Portugal,
Russia, Singapore, Spain, Turkey, United Kingdom United States

・ PSI は成功しているのか

2005 年 5 月のライス国務長官の 11 件の成功事例の紹介

2006年6、7月のロバート・ジョセフ国防次官の約30件の阻止事例の紹介
→詳細を明らかにしにしないので、PSI自体の成功かどうか不明。情報収集が効率化された可能性。拡散活動が増加した可能性。

Ex 2003年10月のマレーシアからリビアへのウラン濃縮遠心分離機の輸出 (BBC China) : ドバイ発・ドイツ船・スエズ運河・タラント

参加国の増加 (2010年時点で96カ国)

韓国の参加 (2009年9月)

中国、マレーシア、パキスタン、南アフリカ、インドは未参加

ship-boarding agreement (便宜置籍船の問題 : 米国との間で締結)

パナマ、マーシャル諸島、リベリア (2004)

クロアチア、キプロス、ベリーズ (2005)

マルタ、モンゴル (2008)

バハマ (2008)

FOC (Flag of Convnitence) の登録32カ国のうち12カ国がPSI参加
PSI訓練の増加 (アジアでは限定的 : 日本およびシンガポール)

◎2010QDR (2010年2月発表) と PSI

・「戦力のリバランス」に「拡散を防止し、WMDと戦う」(6つのキー・ミッションの一つ)

・大量破壊兵器拡散はなぜ問題か? (脅威の定義)

国際安全保障、平和の維持を複雑にすると共に軍備競争を引き起こす、米ロ以外の国による核軍拡、アルカイダとテロ集団ネットワークのWMDに対する関心、WMD保有国の不安定や崩壊 (WMD物資、兵器、技術の拡散につながる)

・WMDが世界的に拡散する中で、「our combined efforts to detect, interdict, and contain the effects of these weapons」が必要であるとする。

・このために、2010QDRは、接収作戦の強化、インテリジェンスの再強化、拡散防止の国際協力を強化向上、CTRの強化、が重要としている。

・失敗国の保有する核と関連物資等の場所を特定し、陸、海、空で押収する。

・WMDと関連物資が敵対的主体に渡らないための努力は重層的 (国境、移動中、米本土への接近、米本土内)

◎今後の政策アジェンダ

・法的正当性

2005年SUA条約 (米上院では2008年9月に批准)

国連の決議で法的正当性を付与する (UNHCR1540などの拡大。中国の反対でInterdictではなくtake cooperative action to prevent illicit traffickingに)

国連海洋法 (2010年QDR : global commonsに対するアクセス)

・政府貨物の問題 (PSIは民間貿易の管理が対象) : PSIに存在する穴

2002年の北朝鮮からパキスタンへのミサイル輸出は、パキスタン空軍のC-130を使用したためPSIの対象外であった

・輸出管理とPSI (重複する措置・明確化不能な効果) : PSIは目的ではなく手段

→今後 PSI は各国の輸出管理（国連の経済制裁を含む）の執行手段となるのか
国連制裁破りを PSI で取り締まるのか

→PSI で使用される手段をどう定義するか

押収

破壊、資産凍結（2006年6月のポーランドにおけるハイレベル政治会合）

・ PSI の拡大

NATO の情報の活用、非 NATO 国の参加・ロシアと中国の参加

・ 組織化の問題

新規及び既存の参加国の能力（探知と押収）を向上させるために統合された努力が必要（議会のルーガー上院議員の主張）

9/11 Commission Act of 2007 の提言

Sep 2006, GAO report, “Better Controls Needed to Plan and Manage Proliferation Security Initiative Activities”

DOD と DOS の責任分担を明確化する

阻止活動を向上する措置について DOD と DOS と PSI 参加国が協力

PSI 参加国間内の協調、調整、コンプライアンスのための多国間措置

2008年11月に GAO がフォローアップ報告書

2009年1月に DOD と DOS の報告書

以上